## 株式交換に係る事後開示書類 (会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号 及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都品川区大崎一丁目2番2号 フリー株式会社 代表取締役CEO 佐々木 大輔

東京都品川区大崎一丁目2番2号 フリーサイン株式会社 代表取締役CEO 鬼頭 政人

フリー株式会社(以下「フリー」といいます。)及びフリーサイン株式会社(以下「フリーサイン」といいます。)は、2024年4月19日付で両社の間で締結した株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)に基づき、2024年6月30日を効力発生日として、フリーを株式交換完全親会社、フリーサインを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

- 1. 株式交換が効力を生じた日 (会社法施行規則第 190 条第 1 号) 2024 年 6 月 30 日
- 2. 株式交換完全子会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過(会社法施行規則第190条第2号)
  - (1) 本株式交換の差止請求の規定による請求に係る手続の経過 本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。
  - (2) 株式買取請求に関する手続の経過 会社法第785条第1項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。
  - (3) 新株予約権買取請求に関する手続の経過 フリーサインの発行した新株予約権は全て行使または消却済みのため該当事項はありません。
  - (4) 債権者異議に関する手続の経過 新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
- 3. 株式交換完全親会社における差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過 (会社法施行規則第190条第3号)
  - (1) 本株式交換の差止請求の規定による請求に関する手続の経過 本株式交換は会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換であるため、本手続について該当事項はありません。

(2) 株式買取請求に関する手続の経過

本株式交換は会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換であるため、同条第3項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したフリーの株主はおりませんでした。そのため、本手続について該当事項はありません。

(3) 債権者異議に関する手続の経過

本株式交換において、株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等は株式交換完全親株式会社の株式のみのため、会社法第 799 条第1項各号に該当せず、該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数(会社法施行規則第190条第4号)

本株式交換により、フリーに移転したフリーサインの株式の数は普通株式198,900株です。

- 5. その他株式交換に関する重要な事項(会社法施行規則第190条第5号)
  - (1) フリーは、会社法第796条第2項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の 承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第3項の規定に基づき本株式交 換に反対する旨を通知したフリーの株主はおりませんでした。
  - (2) フリーサインは、会社法第783条第1項の規定により、2024年6月6日付の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
  - (3) フリーは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のフリーサインの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有するフリーサインの株式1株に対して当社の株式0.46株の割合をもってフリーの普通株式を割当交付いたしました。なお、フリーが交付した株式の総数は91,494株です。
  - (4) 本株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。
    - ① 資本金 110,799,234 円
    - ② 資本準備金 会社計算規則 39 条に従い当社が別途定める額
    - ③ 利益準備金 0円

以上